

第7章 基準7 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

<学生生活支援>

神奈川大学の目的、建学の精神を踏まえて定められた理念・教育目標のもと、多様な学生に対応可能な総合的な支援体制を整えるため、学生一人ひとりが自ら成長し、充実した学生生活を送るための学修、生活及び進路支援に関する方針を2012年3月に策定、「学修支援・生活支援・進路支援に関する方針」として明確に定め、冊子刊行物『神奈川大学の基本方針』（毎年発行）に掲載するとともに、本学公式ホームページ「神奈川大学の基本方針」にて公開・周知を図っている。

これらの「方針」はその後2020年に一部記述の見直しを行い、その方針のもとで各種の支援活動を行っている。（根拠資料2-1【ウェブ】）

<障がいのある学生支援>

障がいのある学生支援については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の2016年4月の施行に伴って、「障がい学生支援の基本方針」を2017年度に改訂している。「本学は、障がい学生への理解に基づき、ダイバーシティ（多様性）推進の一つとして、自主性を尊重しつつ個々の障がいにふさわしい支援を的確に把握して質の高い学生生活を送れるよう環境整備するとともに、教職員・学生等に対して障がい学生への協力を求め、意識の醸成を図ることで相互が成長する支援を行う」としている。そして障がいのある学生に必要な「受入」、「学修支援」、「生活支援」、「進路支援」についてそれぞれ規定している。（根拠資料2-1【ウェブ】、7-1）

点検・評価項目②学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<学生生活支援>

生活支援については、「総合学生サポート委員会」の傘下に位置づけられる「学生生活支援委員会」（全学部から選出の教員および関係事務職員で構成）を中心に、学生一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく対応するため、入学から卒業まで一貫した生活支援体制を築いている。

さまざまな事情により「休学・退学」を検討している学生については、事前相談を挟むことで事務スタッフが詳細な事情の把握につとめ、「休学・退学」でない対応方法があれば指導するなど当該学生にとって適切な支援を行うこととしている。休学・退学に係る申請

手続き書類一式は、学生生活支援部管理職、学生生活支援部長、所属学部長が当該学生の状況を踏まえつつ決裁することが前提となっている。休学者については、休学期間の終期において事務局から当該学生に連絡のうえ、必要なアドバイスや休学の事由が解消した場合の復学手続きの案内を行っている。退学者データは定型的に集約・分析し、退学者抑制に向けた施策の検討を行っている。また、一人の学生に対して、学修支援と生活支援をつなぐものとして、教務部、学生生活支援部、教育支援センターなど5つの部署が「面談管理システム」を共有し、個々の学生の事情・境遇に応じた支援にあたっている。なお、退学者抑制対策の一環として、成績不良者に対する学修面談はもとより、出席データを活用した授業出席不良者への対応に関して、前・後学期ともに授業3回以上の欠席が4科目以上ある新生へは本人・保証人に対する通知を行っている。今後、前学期の出席不良者の保護者に対しては、保護者説明・懇談会への出席を促すとともに、出席者全員に対して出席情報を資料としてお渡しすることを計画している。退学抑制に向けた環境作りについては、推薦入試合格者を対象とした入学前教育課題や、円滑な大学生活への移行を促す入学前ガイダンスの実施、出席不良者への連絡などの施策を行っている。ほかにも、転部・転科試験について、不合格者は退学等する確率が高いことから、今後、他大学における転部・転科制度の在り方を調査するとともに、出願資格や選考方法等の考え方がこれよりよいかどうか検討を進める予定である。(根拠資料7-2、7-3)

経済的に安定した学生生活を送るための支援としては、本学独自の多様な奨学金制度(学費減免制度を含む)の充実と適切な運用を図り、また、心身とも健康に学生生活を送ることができるよう、保健管理センター及び学生相談室を置き、専門的なスタッフとの連携のもと、学生の相談体制を整備している。

また、ハラスメント防止のため、様々な教育を行うとともに、ハラスメントに対応する組織(ハラスメント相談室・ハラスメント対策委員会)と制度を強化している。

学生生活を通じて社会性や協調性を身につけ、豊かな人間性を築くため、課外活動を通じた体験は有意義との認識のもと、公認団体・準公認団体・サークル団体に区分し各種支援を行っている。特に、重点強化部及び指定強化部制度のもと、極めて大きな活躍が期待される課外活動団体に対しては支援を強化している。

本学は、前身の横浜専門学校創立2年目の1930年には、全国各地から勉学意欲のある学生を集め、学生全体のレベルアップを図るため、当時としては画期的な「地方試験制度」を、全国6つの会場で開始した。また、創立者米田吉盛自身の苦学の体験に基づき、ケンブリッジ大学やオックスフォード大学の例を参考に、創立から5年目の1933年には、本学独自の奨学金である「給費生制度」を設け、全国から優秀な学生を募るなど、地方出身学生が4割を超える全国型の総合大学である。さらに、国際化推進のなかで本学に在籍する留学生は2017年度374名、2018年度399名、2019年度は418名と増加傾向にある。そのため一人暮らしの学生が安心して学生生活を送るための一つの方策として学生寮の充実を図っている。特に、2019年7月に竣工した国際学生寮「栗田谷アカデメイア」における日

本人学生と外国人留学生との共住という、多様な文化的背景を持つ学生との共同生活から異文化理解を深める人材育成はユニークな取り組みとして注目されている。日常の中で育まれる「持続可能な交流のかたち」をテーマに設計されたユニークな機能が評価されて「2020年度グッドデザインベスト100」に認定された。(根拠資料7-4【ウェブ】)

また、留学生定期面談を通して、学修・生活面で留学生が抱える問題を拾い上げ、日本語学習支援や在留資格手続支援、外国人留学生支援バディ(Buddy)制度といった適切なサポートにつなげる仕組みを整えている。なお、2020年度では、すべてのサポートをオンラインで行っている。(根拠資料7-5【ウェブ】)

神奈川大学の維持発展と大学生活の向上に寄与することを目的に1975年に設立された神奈川大学後援会は、在学生父母中心の任意団体であり、支援事業の一つである「保護者説明・懇談会」は、現在横浜キャンパス、湘南ひらつかキャンパスのみならず全国主要都市30会場で毎年開催しており、例年2000名を超える保護者が参加している。

地方会場では、学長・副学長・学長補佐をはじめ、学生生活・学修・就職・留学等の各部署担当者を派遣し、大学の状況、学生生活、学修、就職等の全体説明に加え、希望者に対して個別相談会も実施している。また、出席できない保護者に対しては、郵送による相談申込も行っており、このような取り組みは保護者から高い評価を受けているが、2020年度は新型コロナウイルスの影響により全会場中止となったため、上記プログラムをオンラインで開催した。(根拠資料7-6【ウェブ】)

<就職支援>

就職支援については、学修進路支援委員会、共通教養教育センター運営委員会を中心に、職業観を身につけ、社会的・職業的な自立を支援するために、必要な能力等を体系的に培うキャリア教育の検証・改善を実施し、更なる充実を図っている。

1年次から履修できる共通教養科目「キャリアデザイン」では、大学における教育と社会における役割と繋ぐ視点を学び、各自が大学での学びの動機づけを行い、4年間の学修を通して自己の社会的価値の向上に取り組む契機とすることを目的とし開講している。

各キャンパスに就職課を配置し、進路選択に係わる支援としての就職講座・ガイダンス・説明会等、各種就職支援プログラムを実施している。就職相談においては、キャリアコンサルタント(国家資格)などのキャリア関連資格を所持している専門相談員を配置しており、公務員や客室乗務員など専門職への個別相談体制も充実させている。また、臨床心理士資格を所持している相談員も配置しており、障がいのある学生対応には、高度な専門性を持つ立場からの支援が可能となっている。なお、2020年度においては、新型コロナウイルスの影響により、すべてオンラインによる個別相談で対応している。(根拠資料7-7、7-8)

各種ガイダンスや就職講座、就職支援プログラム等については、「公務員仕事理解セミナー」、各業界に就職した卒業生がアドバイザーとなる「卒業生と話そう」、企業の人事担当者と直接接する「キャリアフェスタ」や「学内合同企業説明会」など、多種多様なプログ

ラムを実施しているが、2020年度においても動画配信やオンライン上で、これまでと同様に実施している。(根拠資料7-9【ウェブ】)

近年、積極的な参加が見受けられるインターンシップについては、国内はもとより、海外インターンシップも展開している。2020年度においては、新型コロナウイルスの影響により授業科目「国内インターンシップ」、「海外インターンシップ」は休講となったが、オンラインで行ったインターンシップガイダンスは、800名を超える学生の参加があった。

各種進路支援情報については、求人情報等の検索ができるオリジナル就職支援サイト「KU キャリアナビ」を設置している。この「KU キャリアナビ」では、求人情報検索のほか、インターンシップ情報や企業研究情報、内定者による就職活動体験記等も掲載しており、就職情報の閲覧から対策講座の申込み、就職アドバイザーの面談予約まで、就職活動に必要な情報を一括集約しており、学生の利便性を高めている。

外国人留学生については、留学生対象の就職ガイダンス、障がいのある学生についても、障がいのある学生対象のガイダンスを実施するなど、それぞれが抱える課題に応じた支援を実施しており、国際センターや教育支援センターなどの専門部署と密な連携を図り支援体制を構築している。(根拠資料7-10、7-11)

卒業後の就職支援については、在学生と同様の支援体制に加えて、希望者には定期的な既卒者求人状況提供を行っている。(根拠資料7-12【ウェブ】)

<多様な学生に対する支援>

本学では、「ダイバーシティ宣言」を行っており、国内外から集う多様な学生一人ひとりの人権と自由を守り、さまざまな違いを個性として認めあう大学コミュニティを創造している。同時に、国籍、人種、民族、宗教、信条、出自、年齢、性別、性的指向・性自認、障がい等にもとづくいかなる差別も生まれないよう努め、よりよい共生社会を築くことをめざしている。

ダイバーシティ推進準備委員会を設置し、本学のダイバーシティの取り組みについて情報共有を行い、今後のダイバーシティ対応について協議している。また、学内の学生及び教職員に向けてダイバーシティの啓発を図るためのリーフレットを作成している。(根拠資料7-13)。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

教育支援センターでは、本学での学修における基礎学力を補うための英語・数学・文章表現の学習相談を行っている。教育経験の豊富な元高等学校教諭を学習相談員として採用して個人対応による相談を行っている。また数学については、夏季休業期間等を使って高等学校での未履修の単元を学ぶ「学習セミナー」を開催している。

- ・正課外教育

教育支援センターでは、各学部・学科と連携してAO・推薦入試の合格者に対して入学前教育課題を提供している。入学前教育課題の目標は、学習意欲及び学習習慣の維持、動機づけ、入学前に必要な基礎学力の確認及び補習を目的として実施しており、課題への取り組みを必須としている（未提出者には課題への取り組みを促している）。（根拠資料 7-14）

- ・障がいのある学生に対する修学支援

本学では、入学試験の受験時から就業支援に至るまで、障がいのある学生の支援を一貫して行っている。教育支援センターでは、授業時における合理的配慮の提供のため「教職員のための障がい学生支援ガイド」に「障がい学生への合理的配慮の提供に関する手続方法」を掲載している。障がい学生との建設的な対話を通じて、「配慮依頼文書」を作成し、学校医の所見及び学部長等の確認を得て、授業担当教員に当該学生から手渡している。（根拠資料 7-1）

また新型コロナウイルス感染症への対応として、障がいのある学生からの合理的配慮の提供に関する申請を、教育支援センターが対面ではなくメールを通じて確認し、当該学生から授業担当者に「配慮願い」をメール添付にて送付した。これにより、遠隔授業においても合理的配慮の提供を担保した。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

- ・学生の相談に応じる体制の整備

本学は、かつてない多様化とグローバル化に直面しており、学生の個別性と多様性に配慮した教育的・成長促進的な視点に立った的確な支援、大学全体の学生支援力の強化が必要になっている。本学の学生の相談に対応する窓口が複数に分散していることから、相談内容に関する情報共有及び連携協働を十分に行うため、どこに相談したら良いのかわからない学生の相談を受付、最も適切な対応部署（学外の相談機関等を含む）へ紹介、案内する窓口として、横浜キャンパスに「なんでも相談コーナー」を開設している。（根拠資料 7-15）

<学生の健康支援>

学生の健康支援、保持の組織としては、「保健管理センター」が設置されている。保健管理センターでは、心療内科で優れた実績を有する医師を校医として招くとともに、学生の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及び事後措置、専門医（内科・心療内科、外科・整形外科、レディース）による健康相談・メンタルヘルス相談、健康教育などを横浜・湘南ひらつか両キャンパスで行っている。約4割の自宅外学生を含め18,000名の学生を有する総合大学として、充実の支援体制のもと学生の健康管理を行っている。

学生生活にかかわる学生の諸問題について、広く相談を受ける組織として「学生相談室」が活動を30数年来継続して実施している。学生相談室では、カウンセリングを専門とする臨床心理士資格を持つ専任教員1名と非常勤カウンセラー、相談受付の業務ならびに相談

室内の庶務を行う専任職員 1 名が学生相談室の運営にあたっている。なお、学生相談室の運営に関しては、学生生活支援委員会の小委員会として、「心と身体と学生生活の相談室運営委員会」が設置され、学生生活支援委員会の副部長を中心にした運営がなされる体制となっている。

2020 年は新型コロナウイルスの影響により学生の構内への入構が制限されるなか、学生の安定した学生生活の確保の観点から「健康支援」も重要であるとの認識のもと、以下のような対応を行っている。

◇保健管理センター

特設の「新型コロナウイルス感染症特設サイト」や学生ポータルサイト、大学 SNS などを通じて、同感染症に関する基礎知識、予防、体調不良時の対応、罹患・濃厚接触者となった時の大学への報告方法、心のケア Q&A などなどを発信、メールによる相談、学校医等による電話相談を行っている。また、学内集団感染防止のための体調不良者の健康管理にも留意し、状況に応じて学校医の指示の下、隔離と体調不良者の管理を独自に実施しているほか、ウェブ健康調査により学生の健康状況を把握し、必要と判断された場合、オンライン授業に必要な支援の学内連携に繋げている。(根拠資料 7-16【ウェブ】、7-17)

◇学生相談室

学生からの相談窓口を確保する観点から相談予約はメールで行うこととし、本学 HP やポータルサイトに情報を定期的に掲載。専任教員と専任職員が学内の学生相談室にてマネジメント業務を行いつつ、相談業務は非常勤カウンセラーの健康にも配慮しつつ学生の相談を受けることができるように、携帯電話を全員に提供して在宅ワークを行う体制を取りつつ、一定数の相談対応を行っている。

点検・評価項目③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<学生生活支援>

学生生活支援に関しては、年間を通じて開催される「学生生活支援委員会」において、学生支援方針に基づき掲げた事案を実現するため、各種施策について協議を行っている。所管する事務局（学生生活支援部）においては、そのもとで各種施策を立案し、都度点検・評価を行いながら目標の達成に向けた取り組みをしている。例えば一つの事例として挙げると、「経済的に安定した学生生活を送るための支援として、多様な奨学金制度の充実と適切な運用を図る」とした方針のもと、創設 10 年を迎えた「米田吉盛教育奨学金制度」について全般的な見直しを行い、国による修学支援制度創設の方向性も踏まえつつ、より成長支援的側面も強めて 2021 年度入学者から大幅な改定を予定している。(根拠資料 7-18、7-19)

学修支援、生活支援、進路支援の各々について、面談管理システムにより、一人ひとりの学生を部署間連携のもと学修・学籍・相談履歴等を多元的に把握し、学生の支援に役立

っている。

また、本学では「学生生活実態調査」（調査対象は学部・大学院全在生）を1983年から隔年で実施しており、2019年度には第14回目となる調査を行った。この調査は本学学生の生活実態の全体傾向を明らかにし、修学面、進路指導面など今後の施策を考えるための基礎資料とするもので、「生活全般、心と体の健康、課外活動、図書館の利用、学生支援体制、情報機器・情報発信、本学の満足度」についての設問アンケートおよび自由記述項目として、本学の魅力・特長、問題点や改善点、今後充実してほしい事柄」について記載を求めるものである。調査結果は『学生生活実態調査報告書』として刊行、総合学生サポート委員会において学生生活支援部長から解説を交えて報告が行われ、教学執行部および役職者、法人・事務局役職者に配布されると共に、学生にはダイジェスト版を学内広報誌「JINDAI Style」及び本学公式ホームページに掲載・周知している。

当調査は、本学学生の「生活実態」を定時・定型的に全学的に収集している唯一の仕組みであり、その調査結果や、毎回大変多く寄せられる“学生たちの本音”ともいえる「自由記述」については内容を分類整理のうえ業務改善に繋げるべく事務局関係部署に提供している。（根拠資料7-20【ウェブ】）

<就職支援>

各種就職支援プログラムについては、2014年より学修進路支援委員会のもとに設置された就職支援小委員会にて、検証を行っており、適切な学生支援と更なる充実を図っている。（根拠資料7-21）

<障がいのある学生支援>

教育支援センター（FD・学生支援推進委員会）では、障がいの支援状況の確認及びFD研修会にて障がい学生支援をテーマにした全学FD研修会を開催して、適切な合理的配慮の提供に関する理解及び組織的対応を求めている。また、本学の障がい学生支援の取り組みの適切性について確認するために、同規模私立大学の現地視察を行い、支援体制の整備・強化を図っている。（根拠資料7-22）

（2）長所・特色

<学生生活支援>

学生に対する経済支援として、本学創立期の1933年から続く伝統の「給費生制度」や、新たに各種の経済支援・成長支援のための奨学金を加えて2010年度に創設した「米田吉盛教育奨学金」には、学部・大学院合わせて13種類の奨学金があり、2017年度は1,656名、2018年度は1,802名、2019年度は1,870名を採用するなど毎年一定数の学生の経済支援に活用されてきている。「米田吉盛教育奨学金」はいずれも給付型奨学金制度（授業料減免を含む）であり、日本学生支援機構を代表とする貸付型の奨学金制度に比して制度利用者に

としては返済不要という大きなメリットのあるものである。

なかでも「給費生制度」は、単に経済支援を目的とするものではなく、広く全国から優秀な人材を募り、その才能の育成を目的とするもので、例えば理工系学部給費生として採用されると、4年間で840万円(例:自宅外通学者の場合)の返済不要の奨学金が給付されるほか、1年次の夏季に実施される海外研修に参加することができる。

一方で、2020年度より経済的困窮学生救済のための「国の修学支援新制度」が始まることを受けて、制度創設10周年を迎えた「米田吉盛教育奨学金」については、大幅にその内容を見直し、本学学生支援を経済支援・成長支援の両側面からより充実させるべく改革を行った。[2021年度入学者から適用]

また、大規模災害罹災や家計急変による学費支弁が困難になった学生の修学支援を目的として「緊急支援学費減免制度」を設けており、学費減免や入学検定料免除を行っている。2020年の新型コロナウイルス感染症拡大に際して、本学独自の継続的な支援として、学修環境を整える修学支援金として全学生約18,000名に一律5万円の給付(総額約9億円規模の支援)及びオンライン授業受講環境整備のためのノートPC、Wi-Fiルーターの貸与の支援を実施するとともに、家計急変により修学が困難になった学生を支援するために、本学教職員を中心とした募金で「緊急支援募金」を創設し、「緊急支援学費減免制度」実施の際の奨学資金に充当、学生を支援した。(根拠資料2-3【ウェブ】)

<就職支援>

全国型の本学は、UIターン就職を希望する学生も多いことから、2019年度末現在で27の自治体と「UIJターン就職支援に関する協定」を締結しており、各地域へのUIJターン就職支援を充実させている。(根拠資料7-23【ウェブ】)また、2020年3月には、横浜公共職業安定所との就職支援協定を締結し、障がいのある学生等、困難な課題を抱える学生への進路支援を更に充実させた。(根拠資料7-24)

<学生の学修支援>

「新入生なんでも相談アスクカウンター」は、2013年度より毎年4月に開催しており、その企画・実施は学生団体の「学生UD(University Development)委員会」が教育支援センターと協働しながら実施している。新入生にとって不安が多い4月に、一人暮らし・サークル活動・奨学金・履修登録など様々な質問について、先輩学生がマンツーマンで相談を受けられる窓口を1週間にわたり開き、毎年多くの新入生が利用している(2019年度実績724名)(2020年度は、新型コロナウイルス禍の下、新入生応援企画—オンライン情報交換・交流会を9月に開催した)。(根拠資料7-25)

利用した学生へのアンケート調査からも、「また利用したい」、「不安が解消された」等の肯定的な回答を得られている。また、2~4年次の先輩学生も、企画から実施までの準備と、実施後の反省会と年度ごとの引継ぎを通じて成長がみられ、本活動を継続できていること

が特筆できる点である。これは、教育支援センターの学生支援活動における「広く学生の主体的・自発的な学びを促す」という活動理念に沿った取組と言える。(根拠資料 7-26)。

(3) 問題点

<学生生活支援>

本学学生の退学率は、2011年度以降はそれまでの2%台から3%台に増加し、その後2019年度までは概ね横ばいで推移している。退学の理由は、学修上の理由、経済上の都合・授業料未納、進路変更・就職で概ね8割を占めている。2011年度においては「再試験制度」の廃止により退学率が上昇したものと捉えているが、その後、退学者防止に向けたプロジェクトが決定され、さまざまな視点で検討・対応がなされてきたものの、退学率の低下に結びつかなかったのが現状である。

(4) 全体のまとめ

本学学生の生活支援、学修支援のための体制や仕組みを整備し、実施している。また、これらの体制や仕組みには時代とともに変化する学生支援の質と量の変化に対応した改善を行うためのシステムを含んでいる。

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生の生活支援に関する事柄については、例えば国の施策を踏まえての本学奨学金制度の見直し・充実等適宜対応に努めている。一つの事例として、学生からも要望のあった成績優秀者に係る報奨金制度の創設も2021年度から導入予定であり、安定的な生活を維持したうえでより学修意欲の高い学生生活を送る学生が増えることに期待している。また、2020年においては新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学修形態、生活様式の変更が強いられ、学生たちには大きな負担が想定されるなか、上記「長所・特色」で記したとおり学生支援を推し進めたところ、2020年度前学期における休学者数・退学者数は過去3年間の平均値より大幅に減少した(休学者：-24%、退学者：-30%)。この現象に至った実態について、後学期の動向も踏まえつつ検討し、長年の課題でもある休退学者の削減につながる効果ある施策を見出したい。